

① 件名	民間事業者による小規模保育事業所整備への助成対象事業の拡充について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 当市においては、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年4月に保育所や保育事業所等を公立・民間あわせ5か所新設している。また平成28年4月にも同様に5か所新設し、保育の受け皿を着実に拡大してきたところである。</p> <p>しかしながら、女性の社会進出等から、保育を必要とする家庭が増加し、待機児童（平成28年4月1日時点・62人）は増加傾向にある。待機児童を解消し、安心して子どもを育てられる環境を整備するため、保育所を新たに建設する民間事業者に対し、助成を行ってきたところであるが、国においては、平成29年度中の待機児童解消を目標に掲げており、当市においても、早期に待機児童解消をできるように補助を活用した事業の実施手法を拡大する必要がある。</p> <p>現在、本市においては通常の民間保育所は創設・増改築を行う場合や賃貸物件により整備する場合を対象としており、小規模保育事業所は、賃貸物件により整備する場合が対象となっている。</p> <p>【目的】 小規模保育事業所整備に係る助成の対象事業の選択肢を拡大することで、増加する待機児童の早期解消を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 ・安心子ども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科発第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 総合計画 第1章 ともに創る協働のまち 第4節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政を推進する 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する 子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成23年 3月 石巻市民間保育所建設助成事業補助金交付要綱 制定 （保育所の創設、増設、増改築の費用を助成）</p> <p>平成26年12月 石巻市小規模保育事業施設整備補助金交付要綱 制定 （賃貸物件により新たに小規模保育事業を実施する場合に賃借料及び改修費を助成）</p> <p>平成28年10月 石巻市民間保育所建設助成事業補助金交付要綱 一部改正 （賃貸物件により新たに保育所を実施する場合に賃借料及び改修費を助成）</p>
⑤ 主な内容	<p>補助内容については安心子ども基金管理運営要領（別添1の2「小規模保育整備事業」、補助基準額表）に基づく。</p> <p>1 事業の内容 小規模保育事業所の創設、修理、改造、整備を実施する場合に補助を行う。</p>

- 2 補助対象事業者
市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できるもの
- 3 補助基準額
- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| (1) 定員規模による基準額 | 90,400,000 円 |
| (2) 設計料加算 | 総事業費の 5% |
| (3) 開設準備費加算 | 950,000 円 |
| (4) 土地賃借料加算 | 42,400,000 円 |
| (5) 定期賃借権設定のための一時金加算 | 整備用地に係る国税局長が定める路線価の
2 分の 1 |
| (6) 解体撤去工事 | 1,903,000 円 |
| (7) 仮施設整備工事 | 3,389,000 円 |
- 4 補助率
3 / 4
- 5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	工事費、工事請負費、工事事務費
開設準備費加算	開設準備に必要な費用
土地賃借料補助	土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用
定期借地権設定のための一時加算	定期借地契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代
解体撤去工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事費

(参考) 現行補助内容

- 1 事業の内容
賃貸物件により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料、借上時における改修費等の補助を行う。
- 2 補助対象事業者
市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できるもの
- 3 補助基準額・補助率
- | | | |
|------------|----------|--------------|
| (1) 賃借料補助 | 1 事業所当たり | 41,000,000 円 |
| (2) 改修費等補助 | 1 事業所当たり | 22,000,000 円 |
| (3) 補助率 | | 3 / 4 |
- 4 対象経費

種目	対象経費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等補助	小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

平成 28 年度において、この補助金を活用して、本年度又は次年度の定員増を図る。
※ 1 施設当たり 19 人以下の定員増加（0 歳児から 2 歳児までの待機児童の解消）

【財源措置】

国（安心子ども基金）2 / 3、市 1 / 12、事業者 1 / 4

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内他市でも同様の施策を実施。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成 28 年 10 月 石巻市小規模保育事業施設整備補助金交付要綱の一部改正
12 月 市議会第 4 回定例会に關係予算案を提案

⑨ その他

